



「警察に通報して」と言われ驚く

生徒指導のあり方心配する **市民の声**

市内中学校の校区内での事件。Aさんの自宅自転車置き場へ不審人物が侵入。不審人物は逃げたが、不審人物の所有と思われる自転車が残されており、Aさんが待っていると現場へ戻って来た。不審人物は現場校区内の中学生Bと判明。BはTシャツに私服。時間的に学校に居なければならない時間帯。「何故、学校に行っていないのか」など問いただしたが、明確な返答がない。現在まで、侵入の理由等は、学校からもBの保護者からもAさんに説明されていない。Aさんは、事件を学校に通報したが、この時、学校生徒指導担当に「学校以外（敷地外）で起きたこと（事件）で、学校は対応しない。警察に通報して」と言われてしまい、「びっくりした」と言っている。

「Aさんは納得された」と説明する学校と・・・

Aさんからのお話があり、**松原のりかず**が教育委員会学校指導課へ経過の調査を要請し文書報告を求めました。報告文には「学校は、家の敷地内で発生した事件なので、警察に通報することをすすめたが、実被害がないことから、やんわりと拒否された。」と記載されている。文書内容を説明する指導課は口頭で「Aさんは納得された」（この事件は終わっている旨）と説明。では、なぜAさんから**松原のりかず**へお話があるのか？

事件は、Aさんから松原経由で指導課に調査依頼されるまで、指導課は当該学校の報告を受けていない（事件を知らなかった）。「指導課に、なぜ報告がない？ 学校が隠していたのか？」と指導課に質すと「報告は、毎月ごとでまとめて報告するから、まだ来ていない」（指導課）と返答。 **市民に「警察への通報をすすめる」ような事件を、他の細かな件と合わせ毎月の報告まで、学校は遅らすのだろうか？**

Aさんの心配は「多感な中学時代の生徒指導には神経を使われ、中学生の心を思う指導をされていると期待していたが**「警察へ通報して」と学校に言われ、驚いています。**「こんな事（学校対応）で、良いのでしょうか、心配です。」と言われる。

教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

「面倒な話し」は、全て「警察に」まかせるなら、学校生徒指導は何を行なうのか？

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

名古屋市613台 岐阜市10台

子育て支援「3人乗り自転車貸出事業」はじめは50台だったが

平成25年度当初50台あった3人乗り自転車貸出事業はいつのまにか10台になってしまいました。松原のりかずは、沖ノ橋町の住人で近くに保育園があり、朝・夕若いお母さん、お父さんが子どもさんを前と後ろに乗せて、通園されるのを拝見するのが日常となっています。

新年度になり、お母さんから問い合わせがありました。すでに10台の行き先は決定され余剰は、無し。40万人都市で「10台では」と思います。管理システムの改善も必要なようです。

市役所管理職の働き方改革は？

超過勤務の概念がない。超過勤務手当が支給されていないので、どこで、何時間働いたか記録が取られていません。元公園室長（課長）

の伊藤さんの労働災害裁判で「過労死」の時間の記録が無い事が弁護団を悩ませました。勿論、時間だけではありませんが、時間が今でも大きな証明の一つとなります。改善を目標として、実態把握から始めなければならない現場です。

岐阜市教職員は本年4月からICカードでの勤務把握が始まりました。4月の準備作業も終了し、5月から本格稼働されたとお聞きします。土日の市役所で多くの職員に会いますが、管理職には、労働条件改善以前の問題で、現実労働時間の記録がありません。まず「把握」そして「改善」へ一歩進めてほしいところです。行政部内では、試験的にパソコンを使用しての把握を始めたとお聞きします。「管理職も働き方改革を」と思います。



松原のりかず
☎058-253-2500